

「九州イノベーション創出促進協議会」幹事会運営要領

九州イノベーション創出促進協議会規約（以下、「規約」という。）第9条に基づき設置した幹事会の組織運営に関し、次のとおり幹事会運営要領を定める。

（業務）

第1条 幹事会の業務は、次とおりとする。

- 一 九州イノベーション創出促進協議会（以下、「協議会」という。）事業の審議及び助言
- 二 その他協議会事業を円滑に推進するために必要な業務

（構成）

第2条 幹事会は、規約第9条第2項に基づき総会において選任され、財団法人九州産業技術センター会長（以下、「会長」という。）の委嘱を受けた者（以下、「幹事会委員」という。）をもって構成する。

2. 幹事会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。
3. 委員長及び副委員長は、幹事会委員の中から互選によって選任する。

（会議）

第3条 幹事会は、委員長がこれを召集し、2回程度開催する。

2. 委員長は幹事会を主宰する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。
4. 委員長は、必要と認められた場合は、幹事会に専門家を出席させることができる。

（総会への報告）

第4条 委員長は、必要に応じて総会に幹事会の業務状況を報告するものとする。

（その他）

第5条 幹事会の事務局は、財団法人九州産業技術センターに置く。

[付則]

- 1 この要領は、平成20年10月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成21年6月8日から実施する。